

予算の概要

財政課 Tel 224-5618
Fax 225-2895



川越市長 川合善明

平成31年度一般会計予算は、第四次川越市総合計画や川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、「子どもを安心して産み、育てることができるまちづくり」「魅力を高め、活力を生み出すまちづくり」「人と人がつながり、安心して暮らせるまちづくり」「地方創生、オリンピックに向けた取組」を積極的に推進することを目指しました。

一般会計予算の規模は1千115億5千万円で、平成30年度に比べ19億3千万円の減少となりますが、子育て支援や教育環境の充実とともに、新たな魅力の創出や安全・安心なまちづくりに重点的に取り組む予算を編成しました。

また、一般会計予算と特別会計予算を合わせた総額は1千942億542万6千円で、平成30年度当初予算と比較して3億4千537万8千円の減少となります。

各種事業の実現に全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

*平成31年度川越市予算書「平成31年度川越市予算説明書」「平成31年度川越市一般会計・特別会計予算の概要」「川越市平成31年度予算のポイント」は同課(本庁舎4階)・情報公開窓口(東庁舎1階)・図書館・公民館・市ホームページで確認できます。

会計別当初予算

(単位は千円、△は減を表します)

		平成31年度 A	平成30年度 B	増減額 A - B = C	前年度比 C / B (%)
一般会計 (イ)		111,550,000	113,480,000	△ 1,930,000	△ 1.7
特別会計	国民健康保険事業	34,740,900	35,416,800	△ 675,900	△ 1.9
	後期高齢者医療事業	4,420,200	4,272,000	148,200	3.5
	歯科診療事業	81,600	81,100	500	0.6
	介護保険事業	23,673,900	22,257,700	1,416,200	6.4
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	85,000	86,500	△ 1,500	△ 1.7
	川越駅東口公共地下駐車場事業	135,500	134,100	1,400	1.0
	農業集落排水事業	147,300	148,000	△ 700	△ 0.5
	企業会計				
	水道事業	10,106,248	9,559,777	546,471	5.7
	公共下水道事業	9,264,778	9,114,827	149,951	1.6
特別会計の小計 (ロ)		82,655,426	81,070,804	1,584,622	2.0
総計 (イ+ロ)		194,205,426	194,550,804	△ 345,378	△ 0.2

一般会計の歳入と歳出

平成31年度一般会計予算は、前年度比で19億3千万円減少しました。歳入歳出の主な増減理由は次のとおりです。

■歳入

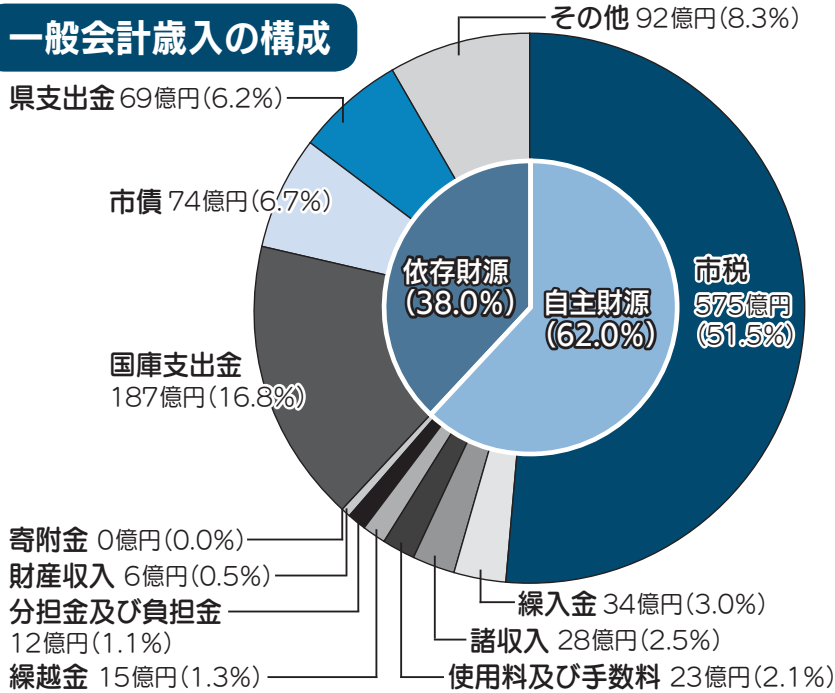
歳入の根幹をなす市税は、市たばこ税等は減少が見込まれるものの、個人市民税や固定資産税は増加が見込まれることから、市税全体では、前年度比で1.6%増加しました。市債は、子育て安心施設や川越駅西口歩行者用デッキ延伸等に伴う市債の増加はあるものの、小中学校普通教室空調設備整備や西清掃センター解体等に伴う市債の減少により、前年度比で31.8%減少しました。

■歳出

扶助費については、介護給付・訓練等給付や施設型給付費等(保育所等)の増加などにより、前年度比で3.9%増加しました。普通建設事業費は、子育て安心施設整備、川越駅東口駅前広場改修等の事業費の増加はあるものの、小中学校普通教室空調設備整備、西清掃センター解体等の減少により、前年度比で24.2%減少しました。

*歳入および歳出の性質別の各予算額は、左ページのグラフをご確認ください。

一般会計歳入の構成



歳入用語解説

自主財源…市税など、市が自主的に確保できる財源

依存財源…国の決定に基づいて交付される国庫支出金や、市の借金である市債などの財源

その他…地方消費税交付金、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金、株式等譲渡所得割交付金、配当割交付金、自動車取得税交付金、利子割交付金、環境性能割交付金、ゴルフ場利用税交付金、交通安全対策特別交付金

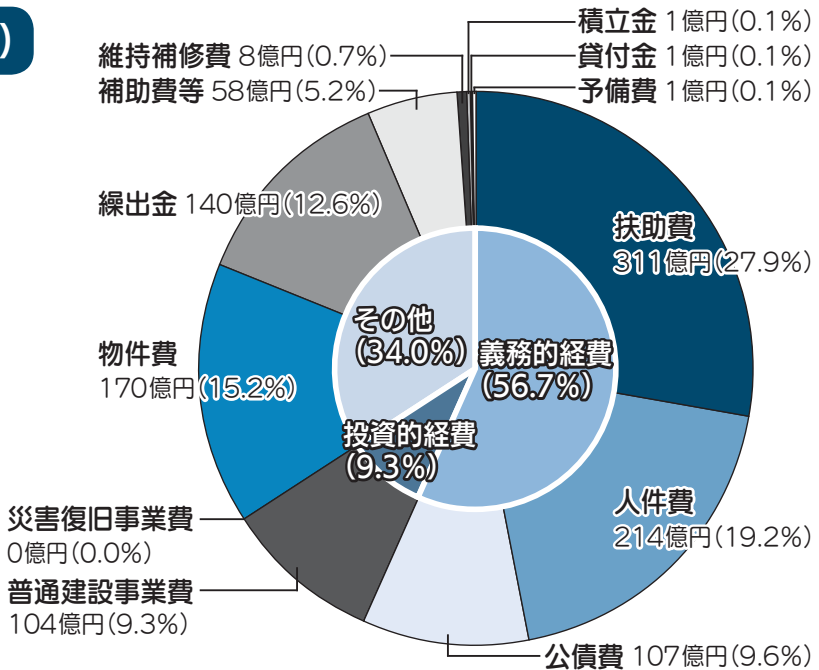
一般会計歳出の構成 (性質別)

歳出用語解説

義務的経費…支出が義務付けられ、任意に削減できない経費

投資的経費…将来にわたり使用する道路などの社会資本を整備するために使われる経費

その他…物件費、繰出金、補助費等、維持補修費、積立金、貸付金、予備費



平成31年度一般会計予算を年収500万円の家庭の収入・支出に例えてみると

* 支出の義務的経費と投資的経費は、表では「義務」「投資」と表記しています。

収入

給与収入が最も多く、親からの仕送り、借金が続きます。自主財源の収入全体に対する割合は、前年度から1.0% 増え62.0% となりました。

支出

医療費・保育料、食費に続き、公共料金などの割合が多くを占めます。義務的経費の歳出全体に対する割合は、前年度から2.4% 増え56.7% となりました。

	収入(歳入)	予算(円)	構成比(%)
自主財源	給与(市税)	2,575,000	51.5
	パート収入(諸収入など)	310,000	6.2
	貯金を下ろす(線入金)	150,000	3.0
	前年の繰り越し(繰越金)	65,000	1.3
	計	3,100,000	62.0
依存財源	親からの仕送り①(国庫支出金)	840,000	16.8
	借金(市債)	335,000	6.7
	親からの仕送り②(県支出金)	310,000	6.2
	親からの仕送り③(その他)	415,000	8.3
計	1,900,000	38.0	
計	5,000,000	100.0	

	支出(歳出:性質別)	予算(円)	構成比(%)
義務	医療費・保育料など(扶助費)	1,395,000	27.9
	食費(人件費)	960,000	19.2
	借金返済(公債費)	480,000	9.6
	家の増改築(普通建設事業費など)	465,000	9.3
投資	公共料金など(物件費)	760,000	15.2
	子に仕送り(繰出金)	630,000	12.6
	自治会費など(補助費等)	260,000	5.2
その他	その他	50,000	1.0
	計	5,000,000	100.0

* **新** = 新規事業

- 公衆無線 LAN 整備 160万8千円
- ボランティアガイド育成 5万円
- 高沢橋トイレ改修 1,500万円
- **新** DMO 川越 4,189万5千円
(一社) DMO 川越が行う事業と本市観光行政との連携を図りつつ、運営補助を行う。

土木費 83億7,947万5千円

- **新** ブロック塀撤去補助 500万円
道路に面し、倒壊の可能性のある危険なブロック塀等について、撤去費用の一部を補助する。
- 市道0074号線整備 5,660万円
東京2020オリンピックのゴルフ競技会場へのアクセス向上および円滑な大会運営のため、市道0074号線を整備する。
- **新** 笠幡歩道橋補修工事 4,000万円
- 川越駅東口駅前広場改修 8億150万円
駅利用者の安全性の確保と利便性の向上を図るため、川越駅東口駅前広場の改修工事を行う。
- **新** 公開用監視カメラ設置 357万2千円
水位状況等の画像をより分かりやすく市民の皆さんなどへ提供するため、新たに公開用監視カメラを設置する。
- 下小坂樋管周辺内水対策 2,280万円
- 久保川改修 1億6,995万円
久保川の治水安全度の向上を図るため、河川改修に伴う業務委託および工事等を実施する。
- 笠幡駅周辺整備 1億8,244万3千円
東京2020オリンピックに向けて、歩行者の安全確保のため、笠幡駅前広場に接続する県道の交差点改良を実施する。
- **新** 歴史的地区環境整備街路(立門前線) 4,020万3千円
立門前線沿道の歴史的建造物や活性化に寄与する施設と一体的に整備するため、立門前線の美装化工事を実施する。
- 歩道美装化工事(脇田町) 4,000万円
- **新** 喜多院外堀通り線整備 4,000万円
観光客などの回遊性の向上を図るため、歴史的町並みに調和した道路美装化工事を実施する。
- **新** 芳野台南公園テニスコート改修工事 5,800万円
- **新** 初雁公園基本設計 923万9千円

初雁公園について、川越城址に位置する公園として歴史的遺産を活用した川越市の歴史拠点、観光拠点として整備する。



完成イメージ図

■ **新** 内水対策基本計画に基づく施設検討業務 2,000万円
平成29年度台風第21号により発生した内水浸水被害の防止対策として、江川流域都市下水路の内水対策実施計画を策定する。

- 川越駅西口歩行者用デッキ延伸 7億4,760万円

消防費 50億8,282万9千円

- **新** 避難所開設・運営訓練業務 308万8千円
災害時の地域防災力向上および本市の災害対応能力の向上を図るため、自治会長および避難所担当職員を対象に、避難所開設・運営実働訓練を実施する。
- 防災行政無線デジタル化整備 3億7,480万円
災害時における通信手段の確保とデータ通信機能の向上や難聴地域の改善等を図るため、防災行政無線のデジタル化整備を行う。

教育費 118億8,230万4千円

- **新** 統合型校務支援システム導入 482万5千円
「教職員の校務負担軽減」「教育の質的向上」「教職員間の情報共有の促進」等を図るため、統合型校務支援システムを導入する。
- **新** あけぼの・ひかり児童園の旧園舎活用 1,324万6千円
教育センター分室で実施している教育相談や就学相談の一部を、あけぼの・ひかり児童園の旧園舎で実施するため、改修工事を行う。
- タブレット端末導入および校内 LAN 敷設 2億797万2千円
ICTを活用した授業実践を行うため、タブレット端末の導入および校内無線 LAN の整備を行う。
- 市立川越高等学校職員室等空調設備改修工事 3,000万円
- 学童保育室整備 4,547万9千円



■ 学童保育室整備
保育環境の改善を図るため、入室児童数の増加に伴い、狭隘化している施設を整備するとともに、老朽化が著しい施設の改修等を行う。

- **新** 第2期河越館跡保存活用整備 4億8,315万1千円
国指定史跡河越館跡の保存・活用のため、史跡範囲内の用地を取得する。

その他 109億6,778万4千円

災害復旧費・公債費・諸支出金・予備費。

今年度は、このような事業を行って

議会費

6億6,011万円

総務費

112億5,282万1千円

■新庁舎非常用発電設備改修工事設計業務 1,000万円
大規模災害時の対策のため、本庁舎の非常用発電設備改修工事の設計を行う。

■大会機運醸成事業 1,143万7千円
■オリンピックコンサート 1,016万6千円
■デマンド型交通事業 2,492万3千円

交通空白地域における市民の皆さんの移動を支援するため、地域の特性に合った持続的に運行可能な交通を導入する。

■美術館特別展の開催 2,811万円
美術館に対する市民の皆さんの関心と期待が高まる中、さらに親しまれる美術館にするため、引き続き質の高い展覧会を実施する。

■新武道館耐震改修 2億4,000万円
武道館の長寿命化を図るため、耐震補強工事および老朽化した設備等の改修工事を実施する。

民生費

499億7,905万2千円

■生活困窮者学習・生活支援事業 1,320万円
■新空調熱源更新工事 1億4,531万円

安定的な施設運営を確保するため、オアシスの空調機器を更新する。

■新手話言語条例周知啓発事業 63万4千円
手話言語条例の施行を広く市民の皆さんに周知して、手話に対する理解および手話の普及を促進する。

■新子ども・子育て支援事業計画策定業務 450万円

■民間保育所等整備 12億4,927万8千円

■南古谷保育園新園舎整備 3億8,895万1千円

■新児童発達支援センター運営管理 1億3,886万4千円

児童発達支援センターの利用者が安全かつ安心して利用できるよう、施設および設備の維持管理ならびに円滑な運営のための体制整備等を行う。



児童発達支援センター玄関ホール

■新子育て安心施設建設に係る建設工事 9,290万円
川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている子育て安心施設の建設工事を、平成31年度から3か年継続事業として実施する。

■新子育て安心施設建設に係る用地取得 7億4,854万円
川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている子育て安心施設を整備するため、事業用地を取得する。

衛生費

114億9,540万8千円

■新妊娠を希望する女性等への風しん予防接種 355万3千円

妊娠を希望する女性などのうち十分な免疫を保有していない方を対象に、風しんの予防接種費用の一部を助成する。

■新成人男性の風しん抗体検査・予防接種 6,692万4千円

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、3年間の時限措置として、風しんの抗体検査および定期予防接種を実施する。

■新健康かわごえ推進プラン策定 573万7千円

■新東清掃センター大規模改修 2億3,090万円



東清掃センター

老朽化した東清掃センターを、今後、長期的に稼働させるため、大規模改修工事を平成31年度から3か年継続事業として実施する。

労働費

1億7,408万円

■新就労支援事業 1,059万7千円

求職者を支援するため、就労支援の拠点である「川越しごと支援センター」で、しごと相談や就労支援セミナー等を行う。

農林水産業費

7億2,524万8千円

■新農業ふれあいセンター改修実施設計 2,700万円

■新鴨田ふれあい農園整備工事 7,000万円

農業体験事業の参加者数の増加や市民農園の利用者数の増加を図るため、農業ふれあいセンターの北側に位置する体験農園および市民農園の拡張整備等を行う。



鴨田ふれあい農園

■新産地パワーアップ事業費補助金 6,910万円

水田・畑作・野菜・果樹などの産地が創意工夫を生かし、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取り組みを支援する。

商工費

9億5,088万9千円

■新(仮称)事業承継支援補助金 120万円

後継者不足による事業所の減少への対策として、事業承継をする方が行う店舗改修に要する費用の一部を補助する。

これからも国保を安定して運営するために

国民健康保険税の税率等を改定しました

国民健康保険課 ☎224-5833

☎224-7318

市では、国民健康保険(国保)の財政運営の健全化のため、保険税率等を見直すとともに、医療費の適正化や収納率の向上に向けた取り組みを進めています。また、人生100年時代を見据え、皆さんが健康に過ごすことができるよう、保健事業を推進していきます。

国民健康保険の現状

● 国保運営の広域化(都道府県化)

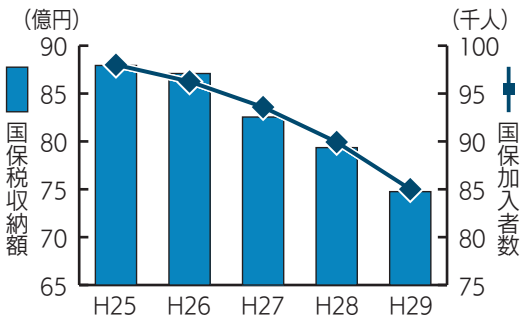
国保は勤め先の健康保険と比べ「高齢者の割合が大きく、医療費水準が高い」「退職後に加入するなどのため低所得者が多く、必要な保険税の確保が難しい」といった課題を抱え、厳しい財政状況が続いています。

このような中、平成30年度に国保制度改革が実施され、国からの財政支援が拡充されるとともに、都道府県が市町村と共に共同保険者となり、国保の財政運営を担うこととなりました。

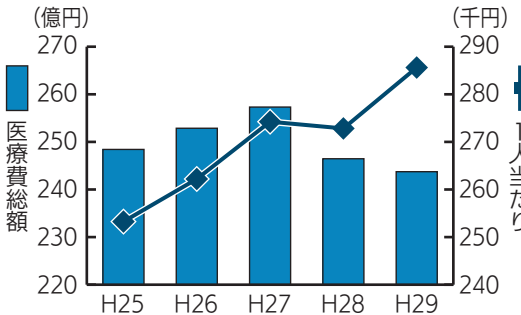
● 川越市の国保財政の状況

国保財政は、市の一般会計から独立した特別会計で運営しています。近年は、国保加入者の減少により、国保税収入が減少する中(グラフ

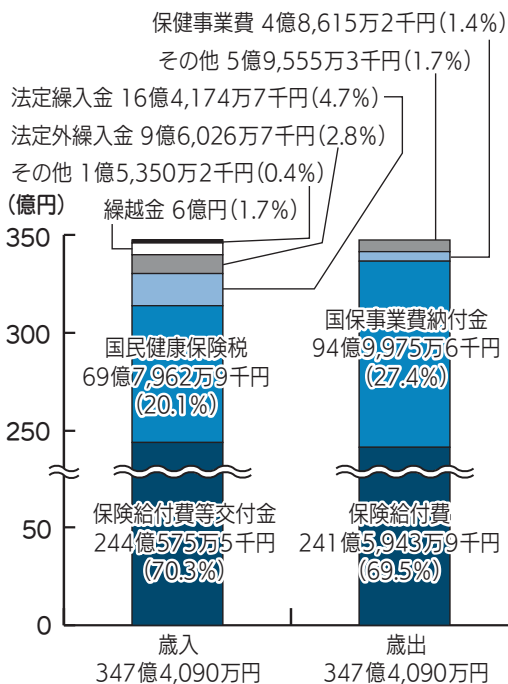
①国保税収納額と加入者数の推移



②医療費(保険給付費)の推移



③今年度の歳入・歳出(予算額)の内訳



①、加入者の高齢化や医療の高度化により1人当たりの医療費は増加傾向となっています(グラフ②)。このため、国保特別会計の実質的な収支は赤字が続き、歳入の不足分は一般会計からの法令等に基づかない繰入金(法定外繰入金)で賄っている状況です。今年度の当初予算(グラフ③)でも、約9億6千万円の法定外

● 赤字解消・削減に向けて

繰入金を計上して、今後も厳しい財政運営が続くものと見込まれます。国保の都道府県化に伴い、赤字市町村は、都道府県の国保運営方針に基づいて赤字解消・削減計画を策定し、財政の健全化を図ることとされ

ました。市では、平成30年3月に「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画」を策定しました。この計画では、計画上の取り組みを行わなかった場合の解消・削減すべき赤字額を、計画期間の平成30年度から6年間で、単年度の平均では年間約15億円、令和5年度には約17億円に上ると見込んでいます。

赤字削減の目標額は、加入者への負担が急激にならないよう、令和5年度までの計画期間中に11億円としました。このうち、保険税設定の見直しでは、9億円の赤字削減を3回に分けて行うこととし、今年度については約3億円の赤字の削減を見込み、次のページの内容で税率等を改定しました。

保険税率等の改定内容

● 平成31年度からの保険税率 ●

区分		平成30年度	平成31年度	差
医療保険分	所得割税率	7.35%	7.35%	—
	均等割額(1人当たり)	21,800円	23,300円	1,500円
	課税限度額(1世帯当たり)	54万円	58万円	4万円
後期高齢者支援金等分	所得割税率	2.20%	2.20%	—
	均等割額(1人当たり)	6,400円	7,300円	900円
	課税限度額(1世帯当たり)	19万円	19万円	—
介護保険分 (40～64歳までの方が 対象)	所得割税率	1.40%	2.00%	0.60%
	均等割額(1人当たり)	9,000円	10,200円	1,200円
	課税限度額(1世帯当たり)	16万円	16万円	—

*表は、年度(4月から翌年3月まで)ごとの年税額です。年度の途中に加入・脱退等の異動があった場合には、月末の加入状況により月割計算を行います。

国保税は、医療保険分、後期高齢者支援金等分、介護保険分の3つの区分ごとに求めた合算額が年税額となり、世帯主が納税義務者となります。それぞれの区分は、前年中の所得に基づいて計算する所得割額と、1人当たり定額の均等割額から構成されます。また、区分ごとに課税額が上限となる課税限度額があります。

区分ごとの計算式(所得割額と均等割額を合計し、100円未満を切り捨て)

所得割額…(総所得金額等－基礎控除額33万円)×所得割税率(加入者ごとに計算し、世帯で合算)

均等割額…均等割額×国保加入者の人数(世帯で合算)

● 県内他市の税率等との比較 ●

所得割額と均等割額によって課税する方式を採用する県内24市で比較すると、所得割の税率は上位から中位に、均等割額では中位から下位に位置します(右表)。

上表のとおり、3区分の均等割額を引き上げるとともに、介護保険分は、対象者の介護保険料の納入に充てられる性質上、重点的に赤字を削減する必要があるため、所得割額についても引き上げを行いました。

区分	所得割税率	均等割額
医療保険分	10位(中位)	18位(下位)
後期高齢者支援金等分	9位(中位)	21位(下位)
介護保険分	5位(上位)	14位(中位)

*高い方から8位までを上位、9～16位を中位、17位以下を下位としました。

● 均等割額の軽減額の拡充 ●

世帯(世帯主および国保から後期高齢者医療制度に移行した方を含む)の総所得金額等が基準所得以下の場合、国保税の均等割額を7割、5割または2割軽減します。均等割額の改定に伴い、軽減額を右表のとおり引き上げます。

軽減割合(基準所得)	均等割額の軽減額(3区分の合計・年税額)		
	平成30年度	平成31年度	差額
7割軽減(33万円以下)	26,040円	28,560円	2,520円
5割軽減 *1	18,600円	20,400円	1,800円
2割軽減 *2	7,440円	8,160円	720円

なお、軽減を受けるための申請は不要ですが、世帯に前年所得の申告がない方がいると軽減を受けられません。所得がない場合や遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの場合も所得の申告をお願いします。

*1 33万円+国保加入者等の人数×28万円(平成30年度は27万5千円)以下。

*2 33万円+国保加入者等の人数×51万円(平成30年度は50万円)以下。

● モデルケースでの年間国保税額の試算 ●

モデルケース	介護保険分の有無	平成30年度	平成31年度	差額
①1人世帯(68歳単身) ・年金収入120万円(所得0円)	無	8,400円 (均等割7割軽減)	9,000円 (均等割7割軽減)	600円
②2人世帯(68歳夫婦) ・世帯主 年金収入200万円(所得80万円) ・配偶者 年金収入60万円(所得0円)	無	73,000円 (均等割5割軽減)	75,400円 (均等割5割軽減)	2,400円
③3人世帯(45歳夫婦、中学生) ・世帯主のみ給与収入300万円(所得192万円)	有(2人)	276,500円	295,700円	19,200円

*平成31年度の具体的な税額は、7月中旬に国保加入世帯の世帯主へ発送する国民健康保険税納税通知書をご確認ください。

国保税の減免・軽減

7ページの均等割額の軽減制度のほか、申請により国保税の減免・軽減を受けられる場合があります。詳しくはお尋ねください。

● 国保税の減免制度

病気や災害などの特別な事情により納付が困難な場合の減免制度です。対象税額は、申請時に納期限を過ぎていない税額のうち、所得の減少割合等に応じ、所得割額(③)は均等割額および所得割額(一定割合)です。対象は、次の①から④のいずれかに該当する方です。

- ①病気や障害などにより仕事ができなくなり、世帯の所得が前年と比べて大幅に減少する見込みの世帯
- ②火災や水害により、居住する家屋に著しい損害を受けた世帯
- ③収入が著しく少なく、生活保護が決定または世帯の収入が生活保護基準に準ずる世帯(均等割額の軽減が適用となる世帯や預貯金残高が一定基準以上ある世帯を除く)
- ④会社の都合で解雇され、世帯の所得が前年と比べて大幅に減少する見込みの世帯(非自発的失業者の軽減が優先されます)

● 非自発的失業者の軽減制度

解雇や倒産等を理由に離職した方の前年の給与所得を30%とみなして所得割額を計算します。対象は、次の①および②に該当する方です。

- ①退職時の年齢が65歳未満の方
 - ②雇用保険の失業給付を受け、雇用保険受給資格者証に記載の離職理由コードが次のいずれかの方
- 解雇・倒産等：11・12・21・22・31・32
雇い止め等：23・33・34

● 旧被扶養者の均等割の減免期間が2年間に なります

勤め先の健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、被扶養者であった65歳以上の方(旧被扶養者)が国保に加入した場合、均等割額の半額と、所得割額の全額が減免となります。

この減免制度は、国保の資格取得から原則2年間で対象ですが、国によって、当面の間、2年経過後も減免を実施していました。今年度からは、均等割額の減免期間が原則どおり資格取得から2年間となります。
*前年度までに減免の適用を受けている方は申請の必要はありません。
*均等割額の軽減が優先されます。

医療費の適正化を進めるために

● レセプト点検強化

レセプト(診療報酬明細書)とは診療報酬点数表に基づき、医療機関から市などの保険者に請求される明細書です。レセプト点検では「傷病と投薬内容が一致しているかどうか」等を確認しています。点検により過剰請求や重複請求等を防ぎ、医療費の適正化を進めています。

また、交通事故等の第三者行為によって生じた疑いのあるレセプトを抽出し、医療機関等および加入者の皆さんに確認し、第三者求償へつなげています。

● 医療費通知の取り組み

市の国保では、医療費や健康管理に対する理解を深めてもらうため、国保で受診した医療費の額等を記載した医療費通知(医療費のお知らせ)を下表の日程で送付しています。

受診月	送付月
1~3月	6月
4・5月	8月
6・7月	10月
8・9月	12月
10・11月	2月
12月	3月

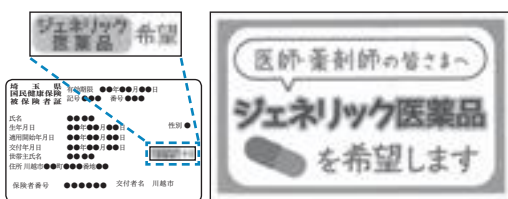
通知内容を確認すること、医療費の誤請求を防止できます。なお、医療費通知は、平成30年分

から所得税および市・県民税医療費控除の申告に使用することができるようになりました。12月診療分については、医療機関等から情報が到着しているもの限り、確定申告期限に間に合うよう、3月上旬に送付するスケジュールに変更しました。

● ジェネリック医薬品の利用推進

ジェネリック医薬品とは新薬(先発医薬品)の特許が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことができます。また、品質・有効性・安全性は新薬とほぼ同等であると認められています。

市の国保ではジェネリック医薬品の利用を推進するため、被保険者証の1斉更新時に左のジェネリック医薬品希望シールを同封しているほか、年に2回、どの程度自己負担が軽くなるかをお知らせするジェネリック医薬品利用差額通知を対象の方に送付しています。



お薬手帳などに貼るシール(右)と、被保険者証などに貼ることができる小さめのシール(左)の2種類があります

健康寿命の延伸を目指して

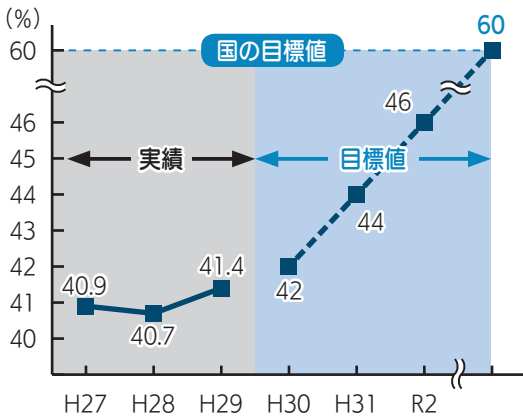
市の国保では、加入者の健康の保持増進と健康寿命を延ばすため、メタボ対策としての健康診査や保健指導、各種保健事業・助成事業などを実施しています。詳しくは同課管理保健担当 0224・6147 にお尋ねください。

● 特定健康診査を受けましょう！ ●

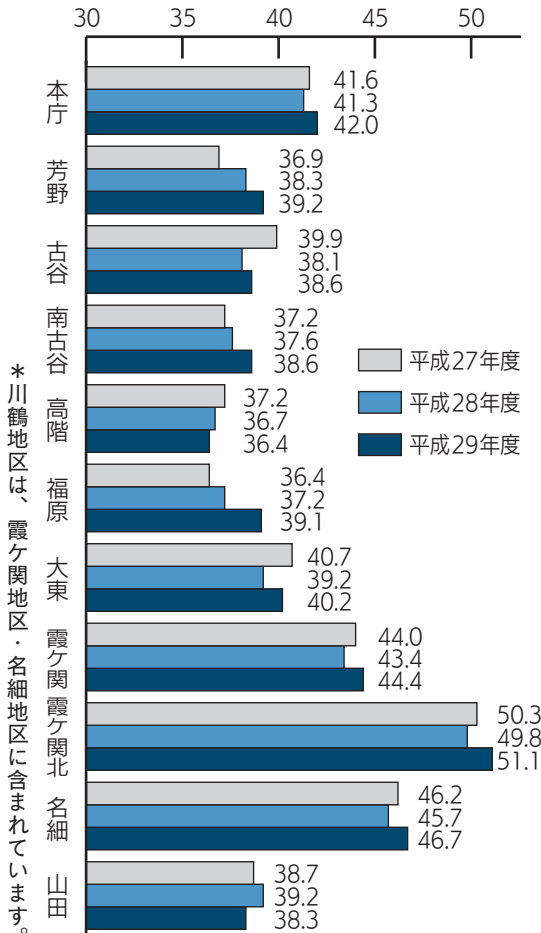
毎日を健康的に過ごしたいという願いは、誰もが思うことです。そのためにも、病気の早期発見、早期治療がとても大切になります。

病気の早期発見に役立つのが健診です。市の国保でも40歳以上の方を

④ 特定健診受診率の推移と今後の目標



⑤ 特定健診受診率の推移(地区別)



対象に、特定健康診査(特定健診)を実施しています。特定健診は、3つのタイプに分かれていて、市内の96の医療機関で受けられます。胃がん検診、大腸がん検診等、一部のがん検診と同時に受けることができる機能もあります。

平成29年度、市の国保の特定健診受診率は、41・4%でした(グラフ④)。地区別の受診率は、高い地区では51・1%ですが、低い地区では36・4%となっています(グラフ⑤)。市では、グラフ④のとおり受診率を向上させ、国の目標値である60%を目指し、さまざまな取り組みを行っています。

今年も6月1日(土)から特定健診が始まります。土・日曜日にも実施して

いる医療機関もあります。毎年受けている方も、今まで受けていない方も、この機会にぜひ特定健診を受診しましょう。また、定期的に医療機関を受診しているので特定健診は受けないという方も、年に一度は体全体を確認する機会として、主治医と相談の上、ぜひ受診してください。

● 特定保健指導をご存じですか？ ●

特定健診の結果から生活習慣病になるリスクが高い方には特定保健指導利用券を送付しています。特定保健指導は、生活習慣の改善により生活習慣病の予防をサポートするもので、16か所の医療機関で受けることができます。

また、総合保健センターや公民館

等を会場に、保健師、管理栄養士等の専門職が行う相談や運動教室も行っています。費用は無料で、相談は3か月間に2回程度、運動教室は約4か月間、月に1回から2回実施します。どちらも体重が減ったり血圧が下がったりするなど、効果が表れている方もいます。昨年度の利用券が届いている方は、特定保健指導を受けて、前回の結果を改善してから、今年の特定健診を受けてみませんか？

● 糖尿病性腎症の重症化を予防 ●

市の国保では、糖尿病が重症化して人工透析へ移行することを防ぐため、「糖尿病性腎症重症化予防事業」を実施しています。糖尿病が重症化するリスクがある方を対象に、医療機関への受診勧奨を行っています。また、糖尿病の治療中であかりつけ医が必要と認められた方には、専門職による保健指導を無料で実施しています。

● 脳ドック・人間ドックの費用助成 ●

国保加入者のうち、40歳以上の方を対象に、脳ドックの費用や、特定健診を受けずに自費で受けた人間ドック等の費用を、一部助成しています。詳しくはお尋ねください。

川越市議会議員一般選挙

告示日 4月14日(日) ▼ 投票日 4月21日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

選挙管理委員会事務局

☎ 224-6120

☎ 226-7713

投票できる方

投票できるのは次の全てに該当する方です。ただし、投票する前に市外へ転出した方は投票できません(表1参照)。

- ①平成13年4月22日までに生まれた日本国民
- ②平成31年1月13日までに住民基本台帳に登録され、選挙当日まで引き続き市内に居住し、川越市の選挙人名簿に登録されている方

投票所入場整理券

入場整理券は告示日以降、封書で郵送します。4月17日(水)までに配達される予定です。

なお、入場整理券がない場合でも、

川越市の選挙人名簿に登録されていれば期日前投票所および投票日に指定された投票所で投票できます。

入場整理券が届いたら、記載内容を確認してください。

封筒には世帯全員の入場整理券が入っていますので、投票所には本人の入場整理券だけを持参してください。

選挙公報

立候補者の経歴や政見などを記載した選挙公報は、4月19日(金)までに新聞朝刊(朝日・埼玉・産経・東京・日本経済・毎日・読売)に折り込みます。

また、市役所・市民センターなど

にも置いてありますので、投票の参考にしてください。

新聞を購読していない方

選挙公報を郵送しますので、事務局に住所・氏名などをご連絡ください。



視覚障害のある方

選挙公報音声版を作成する予定です。希望する方には郵送しますので、同事務局に住所・氏名などをご連絡ください。

一度連絡のあった方には、次回の選挙以降も郵送します(市外転出した場合を除く)。

インターネットの利用が可能な方

告示日以降、準備が整い次第、市ホームページに掲載します。

*選挙公報の掲載は、有権者への啓発・周知のために行うものです。ホ

ームページに掲載された選挙公報を印刷して、不特定多数の者に配布するなどの行為は公職選挙法に抵触することがありますので、十分にご注意ください。

投票の方法

投票所は入場整理券に記載してありますので、ご確認の上、お出掛けください。投票の流れについては、11ページの図をご確認ください。

代理投票と点字投票

身体が不自由な方や自分で文字が書けない方のために、係員が本人に代わり記載します。

また、視覚障害のある方は、点字による投票ができます。

いずれの場合も、投票所で係員にお尋ねください。投票の秘密は固く守られます。

18歳未満の方の同伴

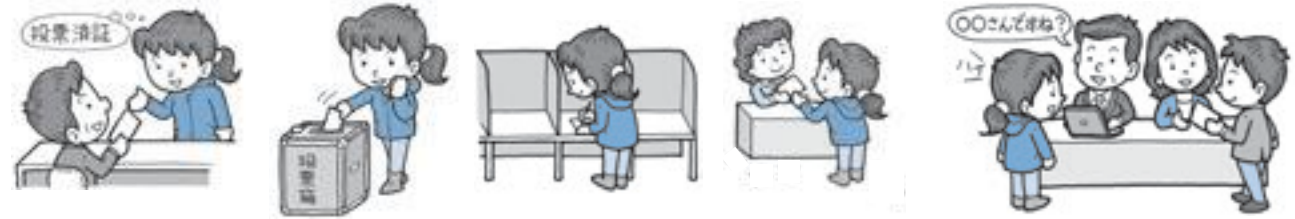
投票所には18歳未満の方の同伴が可能です。

ただし、投票の補助をしたり、本人の代理で投票したりすることはできませんので、ご注意ください。

表1 転入・転出・市内転居した方の投票

区分	転入		市内転居		投票の可否
	川越市の住民基本台帳に登録されている方	転入	市内転居	市内転居	
投票する前に市外へ転出した方		平成31年1月13日以前に届け出た方	平成31年1月14日以降に届け出た方	平成31年3月27日以降に届け出た方	投票できる
		平成31年1月14日以降に届け出た方	平成31年3月26日以前に届け出た方	平成31年3月27日以降に届け出た方	投票できない
		平成31年1月14日以降に届け出た方	平成31年3月26日以前に届け出た方	平成31年3月27日以降に届け出た方	投票できない
		平成31年1月14日以降に届け出た方	平成31年3月26日以前に届け出た方	平成31年3月27日以降に届け出た方	投票できない

図 投票の流れ(イラストはイメージです)



①受け付けで入場整理券をお渡しください。入場整理券をお持ちでない場合は係員にお伝えください。代理投票または点字投票を希望される場合は、その旨お申し付けください。
②名簿との照合を行います。本人確認のため名前を読み上げますが、ご了承ください。

③投票用紙を受け取ってください。

④記載台で候補者1人の氏名を投票用紙に記載してください。

⑤投票用紙を投票箱に投函してください。

⑥以上で終了です。投票済証を希望される方は係員にお申し付けください。投票済証は1人1枚のみで、投票所を出てからの発行はできませんのでご了承ください。

開票(即日開票)

開票は、4月21日(日)午後9時から川越運動公園総合体育館で行います。開票速報は、総合体育館正面玄関に掲示します。

夜間に及ぶため、付近の方の迷惑にならないようお願いいたします。

■投票・開票速報

投票速報：4月21日(日)午前9時～午後9時30分

開票速報：4月21日(日)午後10時30分～

*市ホームページ・モバイルサイトで確認できます。

■投票日当日に投票所へ行けない方へ

投票日以外なら市内で投票可能な方
期日前投票をご利用ください。期日前投票の場所と日時は左の表2のとおりです。期日前投票を行う際は、宣誓書の提出が必要です。宣誓

表2 期日前投票の日程

会場	日時
本庁舎7階7A会議室	4月15日(月)～20日(土)午前8時30分～午後8時
南公民館(ウエスト川越1階)	4月17日(水)～20日(土)午前9時30分～午後8時30分(20日(土)は午後7時まで)
メルト(西文化会館)	4月17日(水)～20日(土)午前9時30分～午後7時
高階市民センター	4月17日(水)～20日(土)午前9時30分～午後7時

*南公民館は4月20日のみ、終了時間が異なりますのでご注意ください。
*南公民館では駐車券は発券しません(1時間以内であれば駐車料金無料)。

投票場所の変更について

左記の投票所は、今回の選挙では、投票場所が従来と異なりますので、ご注意ください。

投票区	従来の投票場所	今回の投票場所
10	城南中学校体育館	城南中学校美術室
17	芳野中学校体育館	芳野中学校美術室
41	霞ヶ関中学校体育館	霞ヶ関中学校特別棟

書は入場整理券の裏面のほか、期日前投票所にも備えてあります。

また、市ホームページからもダウンロードできます。

■市外に長期滞在中の方

滞在地での不在者投票をご利用ください。「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、〒350-8601川越市役所選挙管理委員会事務局に郵送してください。投票用紙等を滞在先の住所地へ郵送しますので、投票日の前日までに滞在先の選挙管理委員会に出向き、不在者投票を行ってください。

請求書は入場整理券の裏面のほか、市ホームページからもダウンロードできます。また、必要事項を満たしていれば書式を用いなくても請求可能です。

*請求書は本人の自筆が必要です。また、メールやファクスでは請求できません。投票用紙の郵送に日数がかかりますので、早めに手続きしてください。

■指定施設に入院・入所している方

不在者投票施設として都道府県選挙管理委員会から指定されている施設では、施設内で不在者投票ができます。施設が指定施設に該当するか、不在者投票を実施できるかは施設にお尋ねください。

■重度の障害がある方

あらかじめ選挙管理委員会で審査を行い、条件に該当する方については、郵便等投票証明書を交付します。証明書をもちの方には郵送での投票ができません。また、郵便投票が可能な方で、さらに一定の障害がある方については、あらかじめ指定した代理人に記載してもらう代理投票の制度があります(表3参照)。

審査および証明書の発行には時間がかかります。申請は選挙管理委員

会(東庁舎3階)で随時受け付けていますので、投票日の4日前までに手続きをしてください。手続きは代理の方が行えますが、申請書には本人の自筆が必要です。

なお、身体障害者手帳など障害の程度を示す書類の原本を持参してください。

選挙運動用ビラの頒布解禁

公職選挙法改正により、今回の市議会議員選挙から、候補者は選挙運動用のビラの頒布が可能です。

川越市上下水道ビジョンを策定しました

事業計画課 ☎2233-0332
☎2233-3078

上下水道局では、市の上下水道事業が今後長期的に取り組むべき経営課題に対する施策等を示すため、平成31年度から10年間の計画期間とする「川越市上下水道ビジョン」を策定しました。

今後は、同ビジョンの施策方針である「安全」「循環」「強靱」「持続」に基づき、各事業に取り組んでいきます。

同ビジョンは、同課(上下水道局庁舎2階)、市ホームページで確認

生ごみ処理機器の購入費補助

資源循環推進課 ☎2399-6267
☎2399-5054

また、同ビジョンと関連する「水道事業アセットマネジメント」「下水道事業雨水管理総合計画」「下水道事業ストックマネジメント」の概要版も市ホームページで確認できます。

生ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機器を購入しようとする方に補助金を交付します。対象は市内在住で、機器を常に良好な状態で維持管理できる方です。

補助を受けるには、購入前に申請

表3 郵便投票および代理記載のできる方

郵便投票	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能1級または2級 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸1級または3級 免疫・肝臓1級〜3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹で特別項症〜第2項症 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓で特別項症〜第3項症
要介護状態区分が要介護5	
代理記載	
郵便投票の条件に加え上肢・視覚で身体障害者手帳1級または戦傷病者手帳特別項症〜第2項症	

が必要です。

受け付けは先着順で、定数になり次第終了します。

■対象の機器と補助額等

- ①コンポスト容器(生ごみ処理容器) 1150基
補助額：購入金額の2分の1(限度額2700円)
- ②EM容器(室内用バケツ型容器) 10基
補助額：購入金額の2分の1(限度額1800円。容器のみ対象)
- ③電気式生ごみ処理機等 23基
補助額：購入金額の2分の1(限度額1万8000円)

*下水管・浄化槽などに接続し、直接排水するディスプレイは、対象

ではありません。

■申請できる基数

コンポスト容器・EM容器：合計で1世帯2基
*すでに①②で2基分の補助を受けている方で、①の補助を受けてから10年を経過している場合、①のみ申請できます。

電気式生ごみ処理機等：1世帯1基
*過去に③の補助を受けた方、①②と合わせての補助や、過去5年間に①②の補助を受けた方は、申請できません。

受付期間：4月10日(水)〜来年2月28日(金)

申し込み：印鑑を持参し、直接同課(つばさ館1階)

耐震診断、アスベスト調査 のお知らせ

建築指導課 ☎224-5974
☎225-9800

無料耐震相談会を開催します

事前に申し込まれた図面を基に建築士が無料の耐震診断を行い、診断結果や補強方法などの相談に応じます。

日時：5月19日(日)午前10時～午後4時

会場：南公民館

対象：2階建て以下の木造住宅
申し込み：5月8日(水)までに建物図

ごみ処理とぴっくす みんなで守ろう きれいな集積所

資源循環推進課 ☎239-6267
☎239-5054

きちんと管理されている集積所が多い中、時々ルール違反のごみ出しによって中身が散乱している集積所があります。

ごみ集積所は、利用する皆さんに管理をお願いしています。一人ひとりがルールを守り、きれいな集積所を目指しましょう。

●正しく分別しましょう

分別されていなかったり、品目が違ったりすると、ごみが集積所に残ってしまいます。

●ごみ出しは指定日の朝8時までに

回収作業が終わった後に出されたごみは収集できません。

●前日夜のごみ出しは厳禁

カラスや猫など、動物によるごみの散乱や、火災などの原因になります。

●ごみネットの活用を

ごみの飛散などを防止します。保管は畳んで危険がないようにしましょう。

●定期的に清掃をしましょう

散乱したごみの放置は臭気の原因に。暖かくなってくると臭気が強まります。

*ごみネットなど集積所については収集管理課 ☎239-5058 ☎239-5059 にお尋ねください。



面を直接同課(本庁舎5階)
耐震・アスベスト調査に補助

補助には、事前の申請が必要です。

申請後、交付決定まで日数がかかる場合があります。交付決定前に契約した場合、補助は受けられません。いずれの補助も、補助額が予算額に達した時点で終了します。補助額等詳しくは、同課にお尋ねください。

■耐震診断・耐震改修補助

昭和56年以前に建てられた建築物における有料の耐震診断・耐震改修工事費用に補助金を交付します。

対象：2階建て以下の木造住宅・兼用住宅・長屋・共同住宅 ▼木造以

外の共同住宅 ▼多数の者が利用する建築物

■アスベスト含有調査補助

アスベストの飛散による健康被害予防のため、アスベストが施工されている恐れがある建築物の分析調査費用に補助金を交付します。

対象：アスベストを含有している可能性のある吹き付け建材の分析調査

■無料簡易耐震診断

パソコンソフトを利用した無料の簡易耐震診断を行っています。

診断希望の方は、建築確認関係図書・各階の平面図を用意して、同課にご連絡ください。診断結果は、後

日お知らせします。
対象：2階建て以下の木造住宅

再生可能エネルギー機器等 導入補助

環境政策課 ☎224-5866
☎225-9800

個人の住宅に再生可能エネルギー機器等を設置する方に、補助金を交付します。

補助は4月1日以降に着工した方が対象です。受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了します。

詳しくは、市ホームページまたは同課(本庁舎5階)で配布している申請の手引きをご確認ください。

受付期間：4月12日(金)～来年1月31日(金)

①太陽光発電システム(太陽電池の最大出力4kW以上)

補助額：1件当たり4万円

②太陽熱利用システム

補助額：1件当たり1万8000円

③エネファーム

補助額：1件当たり5万円

④蓄電池

補助額：1件当たり7万円

申し込み：申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて直接同課(郵送不可)

高齢の方の生きがい・生活を支援します

*全ての対象は、市内に住所がある方です。

高齢者いきがい課 ☎224-5809

☎229-4382

健康ふれあい入浴利用券

1回200円(一般公衆浴場は300円)を補助する利用券を交付します(年度内6回分)。利用可能施設についてはお尋ねください。

対象：65歳以上

シニア銭湯デイ26

毎月26日を「ふるの日」とし、市内の銭湯(旭湯・元町一丁目)を無料で利用できます。

対象：65歳以上

利用方法：銭湯に備え付けの「シニア銭湯デイ26利用券」に必要事項を記入し、番台に提出

敬老マッサージサービス

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうのいずれかを年度に1回、無料で受けられます。

*利用券は、対象者への郵送から、窓口での申請に変わりました。詳しくは、3月25日発行の広報川越No.1435.9ページをご確認ください。

対象：70歳以上(年度内に70歳に達する方を含む)

市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付割引運賃または無料で乗車できる特別乗車証を交付しています。

対象：70歳以上

経費：1乗車100円(90歳以上無料)

*障害のある方の特別乗車証については、障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033にお尋ねください。

配食サービス

1日1食(昼食または夕食分)、週4食まで。調理された食事を自宅に届け、安否を確認します。

対象：在宅で、老衰、心身の障害、疾病等の理由により調理や買い物困難な方で、次のいずれかを満たす65歳以上①一人暮らし、②家族等が疾病、就労等の理由で食事の支援を受けることが困難

経費：1食当たり500円

要介護高齢者手当の支給

申請月から支給します。

対象：在宅で要介護3～5の65歳以上(医療保険での入院は対象)

支給額：月額8000円

紙おむつの給付

月額5000円の範囲内で、申請の翌月から紙おむつを給付します。

対象：在宅の要介護1～5で、常時失禁の状態にあり、排せつの介助が必要な65歳以上(要介護1～3の方は、要介護認定調査資料に基づき、支給の可否を判断します)

訪問理美容サービス

理・美容師が高齢の方の居宅を訪問し、調整やカットを行います。

対象：在宅で、要支援・要介護認定を受けている、理髪店・美容院へ行くことが困難な65歳以上

経費：1回当たり2000円

利用回数：年度内最大4回(申請月により回数異なります)

対象：1人暮らし(8時間以上1人になる方等を含む)などで、慢性疾患により常時注意を要し、使用できる電話がある、おおむね65歳以上

経費：1人暮らしの方は無料。8時間以上1人になる方等の世帯は、世帯の所得状況により、設置工事料の自己負担あり

*通話料は自己負担です。

*申請の翌月下旬に設置します。

日常生活用具の給付・貸与

給付(自動消火器・火災警報器・電磁調理器)

対象：自動消火器・火災警報器Ⅱ在宅の要介護1～5または1人暮らしの65歳以上▼電磁調理器Ⅱ在宅で1人暮らしの65歳以上

経費：生計中心者の所得状況により自己負担あり

貸与(一般加入電話回線)

対象：1人暮らしで市民税所得割が非課税、かつ固定電話に加入する権利を有しない65歳以上

*基本使用料は市が負担します。



■寝具乾燥

定期的に市の委託業者が、自宅にある寝具を乾燥します。

対象：要介護高齢者手当を受給していて、本人および同居者の市民税所得割額が非課税の方

■家族介護慰労金

在宅で介護する家族に支給します。

対象：過去1年間、次の全て

- を満たす方を介護する家族
①要介護4または5が継続している、②介護保険サービスを利用していない、③同一世帯全員が非課税である

*その他、入院等の要件あり。

支給額：10万円

■居室改善費助成

手すり設置や段差解消などの居室改善費用の一部を助成します。

対象：介護保険法による要支援・要介護認定を受けていない65歳以上で、本人および同居者の市民税所得割額が10万円以下の方

助成額：対象経費の2分の1以内(上限15万円)

*助成決定前の着工は無効です。

■家具転倒防止器具等取付費助成

家具転倒事故を防止する器具の取り付けを行います。

対象：65歳以上の方のみで構成される世帯

■住替家賃の助成

家主の都合により立ち退きを要求され、他の民間賃貸住宅に転居する方に対し、費用の一部を助



成します。

対象：次の全てを満たす方①65歳以上の1人暮らしまたは65歳以上の方を含む60歳以上の方のみの世帯、②1年以上市内に在住し、生活保護を受給していない、③生計中心者の市民税所得割が非課税の方

助成額：家賃助成金として転居前と転居後の家賃の差額分(月3万円を限度)。転居一時金として仲介手数料、保証料などの一部(6万円を限度)

■高齢者住宅整備資金の貸し付け

高齢者専用居室を増築するなどの場合に必要な資金を貸し付けます。

対象：次の全てを満たす方①65歳以上の親族である高齢の方と同居または同居しようとする方あるいはその高齢の方本人、②1年以上市内に在住して市税を完納している、③高齢者専用居室等の増築が必要で自力で整備することが困難である、④貸し付けを受ける資金の十分な償還能力を有し、市内在住の連帯保証人がいる

貸付金額：200万円まで(無利子)

償還期間：10年以内

■生活管理指導員等派遣

日常生活の支援等を行います。

対象：介護保険法による要支援・要介護認定等を受けていない、日常生活が困難な65歳以上

経費：所得税額により異なる

利用回数：週1回1時間以内

■生きがい活動支援通所

施設への通所により、創作・趣味などの生きがい活動を支援します。利用施設はお尋ねください。

対象：介護保険法による要支援・要介護認定等を

受けていない、家に閉じこもりがちな65歳以上

経費：1日600円

利用回数：週1回

■生活管理指導短期宿泊

施設への短期宿泊による日常生活の支援・指導を行います。利用施設はお尋ねください。

対象：介護保険法による要支援・要介護認定を受けていない、家族が冠婚葬祭などで不在の場合に1人で生活することが不安な65歳以上

経費：1日1730円

利用日数：年度内7日

■西後楽会館の利用

大広間、娯楽室、浴場等を無料で利用できます。

対象：60歳以上

問い合わせ：同館 ☎232-6177

■老人憩いの家の利用

無料で談話室等を利用できます。

対象：60歳以上

●小ヶ谷老人憩いの家 ☎245-8494

●高階北老人憩いの家 ☎248-6565

●川越駅東口老人憩いの家 ☎228-7717

その他には

寝具丸洗い、障害者控除対象者認定、金婚祝い記念品贈呈、長寿祝い金支給、救急情報キット配布などを行っています。

*各内容等の詳細については、高齢者いきがい課にお尋ねください。

障害のある方の手帳や手当

■障害のある方の手帳について

障害者手帳は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、手帳を取得することで、各種福祉サービス等を利用することが出来ます。

申請時に必要な書類は、各手帳で異なります。詳しくは同課(本庁舎1階)にお尋ねください。

*平成28年4月以降の交付分から身体障害者手帳のカバーが紺色となり、全ての手帳カバーの色が統一されました。現在お持ちの手帳もそのまま利用できますが、手帳を持参の上、申請することで、新しいカバーと引き換えができます。

●身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そして機能、肢体不自由、内部(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓)機能の障害があり、その程度が身体障害者福祉法施行規則別表に該当する方が、市に申請することで、交付を受けることができます。

申請時に必要な主な書類：指定医師が記載した市指定の診断書等

*平成30年7月に視覚障害の認定基

準が改正されました。認定基準に該当する方、既存の等級が変更になる方は、随時申請を受け付けています。

●療育手帳

知的障害が発達期(おおむね18歳まで)に生じた方で、市に申請後、川越児童相談所等で一定以上の知的障害が認められた方が、県から交付を受けることができます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(そううつ病・統合失調症等)で、一定以上の精神障害が認められていて、長期にわたり日常生活または社会生活上の制約がある方が、市に申請することで県から交付を受けることができます。

■申請時に必要な書類

精神保健指定医師が記載した指定の診断書、または精神障害を支給事由とする年金証書

■特別障害者手当と障害児福祉手当

申請は随時受け付けています。申請時に必要な書類は障害の種別等で異なります。また、市が指定した様式により指定医師が作成した診断書が必要になる場合があります。

いずれの手当も所得制限があります。詳しくは、同課で配布している

パンフレットをご確認ください。

●特別障害者手当

20歳以上で身体または精神の重度障害により、日常生活で常時、特別の介護を要する状態にあり、障害基礎年金1級程度の障害が重複するか、同程度以上と認められる方に支給します。

*施設に入所中の方は、3か月を超えて入院中の方は、手当を受けられません。

支給額：月額2万7200円

●障害児福祉手当

20歳未満で、①身体障害者手帳1級の1部・2級の1部の方、②療育手帳(A)相当の方、③精神障害・血液疾患・肝臓疾患などで①②と同程度の障害を有する方に支給します。

*施設に入所中の方は手当を受けられません。

支給額：月額1万4790円

■在宅心身障害者手当

申請は随時受け付けています。支給額は等級や年齢によって異なります。詳しくは、同課にお尋ねください。

対象：市内に住所を有し、身体障害者手帳1～3級・療育手帳(A)～B・精神障害者保健福祉手帳1・2級

障害者福祉課 TEL 224-5785
FAX 225-3033

のいずれかを所持している方で、手当の対象となる等級の手帳を65歳未満で取得した方または、平成21年12月31日以前に対象となる等級の手帳を取得した方

*施設に入所中の方や市民税が課税されている方は対象となりません。受給中の方が施設に入所した場合、必ず同課にご連絡ください。

持ち物：各障害者手帳・印鑑・本人名義の預貯金通帳、マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(健康保険証等)

■福祉タフシー利用券・ガソリン利用券

次の対象に該当し、福祉タフシーの利用または、ガソリンの費用助成を希望する方は、障害者手帳・印鑑・車検証(ガソリン利用券希望の方のみ)を持参し、同課に申請してください。なお、既に福祉タフシー利用券または、ガソリン利用券の登録が済んでいる方には、今年度分の利用券を送付しました。

対象：身体障害者手帳1・2級、療育手帳(A)・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方

高齢の方の介護・福祉などの相談は 地域包括支援センターへ

地域包括ケア推進課 Tel 224-6087

Fax 229-4382

地域包括支援センターは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門知識を持つ職員が連携し、地域で暮らす高齢の方が抱える問題の解決に向けたお手伝いをします。

対象：65歳以上の方およびその家族

主な支援

- 高齢者福祉・介護予防・認知症・高齢者虐待・成年後見制度などについての相談
- 地域の関係機関や、ケアマネジャーとのネットワークづくり
- 要支援1・2と認定された方や、介護が必要となるおそれがある方の介護予防ケアプランの作成、介護予防サービスの調整
- 介護保険の申請代行

市内の地域包括支援センター

センター名	所在地	電話番号
地域包括支援センターキングス・ガーデン	石原町一丁目27-7	Tel 299-6760
地域包括支援センター小仙波	小仙波947-1	Tel 227-7878
地域包括支援センター連雀町	連雀町31-2	Tel 229-5332
地域包括支援センターよしの	鴨田3355-1	Tel 298-7807
地域包括支援センター分室みなみふるや	並木新町2-5 桜ビル	Tel 235-7731
地域包括支援センターたかしな	砂新田四丁目1-4	Tel 291-6003
地域包括支援センターみずほ	中台元町一丁目16-11	Tel 241-3676
地域包括支援センターだいとう	南台二丁目11-4	Tel 249-7766
地域包括支援センターかすみ	かすみ野二丁目1-14	Tel 234-8181
地域包括支援センターみなみかぜ	吉田204-2	Tel 239-0003
地域包括支援センター分室霞ヶ関北	的場2101-11	Tel 298-6221

難病患者見舞金を 支給します

障害者福祉課 Tel 224-5785

Fax 225-3033

難病患者の方に、見舞金を支給します。今年度分の申請は、来年3月31日(火)まで受け付けます。

* 申請した月により、支給期日が異なります。

支給額：年3万6000円

対象：市内に1年以上居住し、

申請時に有効期限内の指定難病医療受給者証(埼玉県発行)、特定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、指定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、川越市小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方

持ち物：医療受給者証・印鑑・

本人名義の預貯金通帳

申請場所：障害者福祉課(本庁

舎1階)または健康管理課(総

合保健センター1階)

自立相談支援センターにご相談ください

川越市自立相談支援センターでは、専門の支援員が寄り添いながら、生活で困っている方の相談に乗り、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行っています。

お金(家計)や仕事、住まいのことなどでお困りの場合は、できるだけ早く予防策を講じ、その状況が複雑・深刻になる前に問題解決を図ることが重要です。左記の項目に一つでも当てはまるものがあれば、同センター☎227-9283 ☎227-3937までお尋ねください。

- 収入がない
- もらっている年金では生活が苦しい
- 仕事が見つからない
- 仕事が続かない
- 仕事をすることがない
- 就職活動の仕方が分からない
- 病気や障害、育児・介護で働けない
- 税金や家賃、水道・ガス・電気代が払えない
- ローンなどの借金の支払いが大変
- 今の住居を出なければならぬ
- 資産(家・生命保険など)はあるが生活費(現金)がない
- 家計を見直したい
- 子どもに勉強をさせてあげたいが金銭的に余裕がない
- 家族が引きこもっている
- 困っていることがあるが、どこに相談してよいかわからない

生活福祉課 ☎224-5784
☎224-6148



所在地：郭町一丁目2-2 オーク2H2ビル1階
開設日時：月～金曜日
(祝・休日、年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時15分

東京2020大会
川越でゴルフ!!

TOKYO 2020

東京2020
みんなで盛り上げよう!



オリンピック大会室 ☎224-6315
☎224-8712

いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで500日を切りました! 「オリンピック」「パラリンピック」という言葉を目にする機会も増えてきたのではないのでしょうか。オリンピックで行われる競技の一つ、ゴルフは、市内の霞ヶ関カンツリー倶楽部が会場となっています。

このコーナーでは、市民の皆さんに東京2020大会をさらに身近に感じてもらえるように、同大会に関するお知らせや市の取り組み、ゴルフや国際交流に関する記事などを定期的にお届けします。

「ミライトワ」のバナーフラッグを設置しました

2月17日、ゴルフ競技会場の最寄り駅となる笠幡駅に新しく開設された駅前広場に、オリンピックマスコット「ミライトワ」のバナーフラッグを掲げています。また、川越商工会議所と連携して、市内の商店街にバナーフラッグを飾り付けていきますので、ぜひご覧ください。



地区計画、ご存じですか

都市計画課 ☎224-5945
☎225-9800

住みよい環境の整備や豊かな自然の保全など、地域の特性を生かしたまちづくりのため、市内の一部の地域では地区計画が定められています。

■地区計画って何？

生活に身近な地区を単位として、建築物の建て方や用途などについて、地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定めた、都市計画法に基づく制度です。地区計画の決定は、住民の皆さんとの合意に基づいて行われます。現在、左表の17地区に定められています。

地区計画を定めている地区

地区名	位置
川鶴笠幡地区	川鶴2丁目・3丁目の各一部
川越笠幡水久保地区	大字笠幡字水久保地内
霞ヶ関地区	伊勢原町1丁目～5丁目の全部、的場新町の一部
南古谷駅西地区	泉町の全部、大字大中居字西の一部、大字南田島字堤外の一部
四都野台地区	四都野台の全部
上戸新町地区	上戸新町の全部
藤木地区	藤木町の一部
笠幡東前原地区	大字笠幡字東前原の一部、大字的場字鉄砲場の一部
大塚新田南大塚地区	大塚新町の一部
川越駅西口地区	新宿町1丁目の一部、旭町1丁目の一部
鴨田地区	大字鴨田の一部、芳野台3丁目の全部
西部地域振興ふれあい拠点地区	新宿町1丁目の一部
新河岸駅周辺地区	大字扇河岸・大字砂・大字砂新田の各一部
東田町地区	東田町の一部
本川越駅西口周辺地区	中原町2丁目の一部、新富町1丁目・2丁目の一部
霞ヶ関駅北口周辺地区	大字的場の一部
増形地区	大字増形の一部

■どんなルールがあるの？

地区計画では、その地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりのために、建築物の用途の制限、建築物の最高高さや最低敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造制限などを定めています。住民の皆さんの意向を反映し、より地区の実情に合ったまちづくりを進めるため、地区計画のルールは地区によって異なります。

■工事着手30日前までに届け出が必要ですよ！

地区計画が定められている区域内で、建築物の新築・増築・改築や工物の新築・増築・改築などの工事を行うときは、工事着手の30日前までに同課(本庁舎5階)へ届け出が必要です。

地区のルールによっては、建築確認申請が不要な小規模な増築、垣・柵の設置、物置・車庫の設置などでも届け出が必要な場合があります。事前にご確認ください。

*地区計画が定められている地区、ルールの内容などについて詳しくは、同課または市ホームページで確認できます。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 平成31年度川越市交通安全重点目標 防犯・交通安全課 ☎224-5721 ☎224-6705
川越市交通安全推進協議会では、毎年、市の交通実情に即した重点目標を設定しています。今年度の重点目標は、「高齢者の自転車乗用中の交通事故防止」です。自転車乗用中の交通ルール等を再確認し、譲り合いの気持ちを持って、交通事故を防止しましょう。
- 4月23日(火)、コンビニ交付サービスを休止します 市民課 ☎224-5744 ☎225-5371
改元によるシステム改修に伴い、印鑑証明・住民票のコンビニ交付サービスを休止します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。
- 5月1日(祝)、自動交付機を休止します 市民課 ☎224-5744 ☎225-5371
機器の更新作業に伴い、本庁舎1階ロビー・南連絡所に設置してある印鑑証明・住民票の自動交付機を休止します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。
- 「家庭ごみの分け方・出し方」の配布について 資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054
「2019年度 家庭ごみの分け方・出し方」を3月10日発行の広報川越No.1434と同時期に配布しました。お手元がない場合は同課までお問い合わせください。
- 「健康づくりスケジュール」の配布について 健康管理課 ☎229-4126 ☎225-2817
「2019年度版 健康づくりスケジュール」を3月25日発行の広報川越No.1435と同時期に配布しました。お手元がない場合は同課までお問い合わせください。
- 「2019年度版 健康づくりスケジュール」の訂正 健康管理課 ☎229-4126 ☎225-2817
17ページ・四種混合の接種間隔
誤=1期初回終了後、7か月以上 正=1期初回終了後、6か月以上 ご迷惑をお掛けしました。

市有地を売ります

管財課 ☎224-5633
☎225-2895

市が保有する土地を「公募抽選」で売ります。

詳しくは、同課(本庁舎4階)で配布する応募要領をご確認ください。応募要領は、市ホームページからもダウンロードできます。

また、応募要領の郵送を希望する方は同課までご連絡ください。

申し込み…5月13日(月)～31日(金)(必着)に郵送(簡易書留)または直接同課(郵送の場合は〒350-8601川越市役所管財課)

公開抽選

日時…6月25日(火)午前10時

会場…南公民館



物件の詳細

No.	所在地	面積	価格
1	脇田新町 10番40	156.86㎡	23,215,280円
2	脇田新町 10番41	128.00㎡	21,120,000円
3	脇田新町 10番43	150.01㎡	19,951,330円
4	脇田新町 10番44	143.23㎡	21,341,270円
5	脇田新町 10番45	143.23㎡	21,341,270円
6	脇田新町 10番46	153.11㎡	21,588,510円
7	脇田新町 10番47	146.13㎡	25,280,490円
8	脇田新町 10番48	146.13㎡	23,526,930円
9	脇田新町 10番49	146.13㎡	24,111,450円
10	脇田新町 10番50	128.04㎡	21,126,600円
11	脇田新町 10番51	128.03㎡	20,484,800円
12	脇田新町 10番52	128.04㎡	20,486,400円
13	脇田新町 10番53	128.02㎡	22,019,440円

自転車放置禁止区域を変更しました

4月1日から、新河岸駅周辺自転車放置禁止区域を一部変更しました。

新河岸駅ロータリーから東西に延びる駅前通り線沿いが同区域に加えられたほか、南側の住宅地の一部においては、同区域の指定が解除されました(下図)。

防犯・交通安全課 ☎224-5721

Fax 224-6705

ている自転車には警告札を貼り、直ちに移動しない場合は即時撤去の対象となります。

美しく安全な駅前道路となるよう、自転車を利用する場合は、自転車駐車場など、決められた場所に駐車するようにご協力をお願いします。

新河岸駅周辺自転車放置禁止区域図



人事発令(4月1日付け)

職員課 224-5553
Fax 225-2895

市長部局

部長等：総合政策部長 福原浩

▼総合政策部オリンピック大会
担当部長 岡部実 ▼総務部長 野口昭彦 ▼財政部長 井上秀典
▼文化スポーツ部長 田中三喜雄
▼保健医療部長 神田宏次 ▼産業観光部長 井上敏秀

川千明 ▼総務部参事兼情報統計課長 小谷聖一 ▼財政部副部长 兼管財課長 内田真 ▼市民部参事兼地域づくり推進課名細市民センター所長 長谷正昭 ▼福祉部副部长兼福祉推進課長 土屋正裕 ▼福祉部参事兼指導監査課長 新井郁江 ▼福祉部参事兼介護保険課長 奥富和也 ▼子ども未来部副部长兼子ども家庭課長 渡邊靖雄 ▼産業観光部副部长 兼産業振興課長 栗生田晃一 ▼都市計画部参事兼公園整備課長 大成一門 ▼建設部参事兼建設管理課長 山崎悟 ▼建設部参事兼建築住宅課長 落合福寿

監査委員事務局

事務局長：監査委員事務局長 佐藤喜幸

退職者(部長級・3月31日付け)

総合政策部オリンピック大会担当部長 前島和行 ▼総務部長 早川茂 ▼財政部長 莊博彰 ▼学校教育部長 福島正美

課長職以上の名簿については、ホームページに掲載しています。

行政委員の選任(敬称略)

職員課 224-5553
Fax 225-2895

教育委員会教育長

4月1日付けで学校教育・社会教育・文化財保護など教育に関する事務を執行する教育委員会の事務をつかさどる教育長を任命しました。

新保正俊(63歳・神明町)

教育委員会委員

4月1日付けで学校教育・社会教育・文化財保護など教育に関する事務を執行する教育委員会の委員を任命しました。

嶋野道弘(73歳・東田町)

議会事務局

副事務局長：議会事務局副事務局長兼議事課長 中里良明

教育委員会部局

部長等：学校教育部長 中野浩義

副部长等：学校教育部副部长兼教育指導課長 内野博紀 ▼学校

消防局

次長等：消防局参事 橋本丈夫
▼川越西消防署長 程島秀二

人事発令(4月1日付け)

消防局総務課 222-0741
Fax 226-7291